

「グリーンファイナンス市場の中長期的な発展に向けて：市場参加者に期待する取組事項」

2025 年 7 月 25 日

環境省

グリーンファイナンスに関する検討会

本文書は、①グリーンファイナンスの範囲や機能、意義、メリットを整理する、②市場参加者に対し、市場環境や国際動向を踏まえつつ、中長期的にグリーンファイナンスに取り組む意義を認識してもらう、また③環境省として、関係省庁とも連携してグリーンファイナンスを引き続き推進するとともに、市場参加者による取組を引き続き支援していくスタンスを明確化する、ことを目的としている。

1. はじめに

世界気象機関の発表によれば 2024 年の世界の平均気温は観測史上最高となり、産業革命前に比べて 1.55℃上回ったと言われる。このままのペースで温暖化が進めば、社会と経済は壊滅的な打撃を免れない。これに対して我が国においては引き続き 2050 年ネット・ゼロ目標を掲げ、2024 年 5 月には第六次環境基本計画を閣議決定して、気候変動、生物多様性の損失、汚染という 3 つの危機の克服と国民のウェルビーイングを最上位に置いた新たな成長の道行きを示した。さらに 2025 年 2 月には新たな地球温暖化対策計画を閣議決定し、温室効果ガスを 2035 年度に 60%、2040 年度に 73%削減するという新しい削減目標を定め、日本の NDC（国が決定する貢献）として国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出するとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の改訂（GX2040 ビジョン）を閣議決定した。

我が国において 2050 年ネット・ゼロを実現するには今後 10 年間で 150 兆円の投資が必要と試算されている。また、第六次環境基本計画や ESG 金融ハイレベル・パネル（2025 年 3 月）による「グリーンな経済システムの構築に向けた金融行動に関する宣言」等においても、環境分野における民間資金活用の重要性が引き続き確認されている。

環境省は、そのような背景の下、グリーンファイナンス市場の拡大に向けて、グリーンボンド等ガイドラインの策定や補助金を活用した調達促進、各種普及・啓発・支援事業等に取り組んできた。結果として、2024 年までにグリーンファイナンスの市場規模は約 5 兆円¹に達した。

しかし一方で、国際的にはグリーンファイナンスを取り巻く情勢に変化が見られる国もある。また、市場環境の変化とも相まって、グリーンファイナンスにも一巡感があるとの指摘もある。このような時期だからこそ、グリーンファイナンスの歩みを止めることなく、一層の推進に努めることが求められる。

そこで、本文書においては、第六次環境基本計画が目指す「経済社会システムの大変革」の具体化に向けた一環として、直近 3 回の検討会の議論をとりまとめる形で、グリーンファイナンスの範囲や機能、意義、メリットを改めて整理するとともに、環境省及び検討会として市場参加者（資金提供者・資金調達者・資金調達支援者）に期待する取組事項と、グリーンファイナンス市場の発展に向けた環境省の今後の検討・取組について、以下に整理する。

¹ グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティボンド、トランジションボンド、トランジション・リンク・ボンド、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンの合計（トランジションローン及びトランジション・リンク・ローンについてはデータなし）。

2. グリーンファイナンスの範囲と機能

サステナブルファイナンスは、金融・資本市場における投融資の判断に環境・社会・ガバナンスの要素を組み込むことをはじめ、「持続可能な経済社会システムの実現に向けた広範な課題に対する意思決定や行動への反映を通じて、経済・産業・社会が望ましいあり方に向けて発展していくことを支える金融メカニズム²」とされている。グリーンファイナンスはその一種であり、国民の福祉の向上や経済社会の基盤強化に資する環境改善の実現をもたらす金融システムや金融行動全般と位置付けられる。

第六次環境基本計画では、脱炭素・循環経済・自然再興の実現に向けては、それらの課題が相互に密接に関係することに加え、既存の経済社会システムに起因する構造的な課題であることから、「経済社会システムの大変革」が必要とされている。金融・資本市場は経済社会システムを構成する重要な要素の一つであり、そのグリーン化は、すなわち経済社会システムの転換を進めていく重要な要素の一つである。従って、第六次環境基本計画が目指す「経済社会システムの大変革」を実現するには、金融・資本市場における各主体の意思決定に、経済的な価値等と並んでおのずと環境への配慮が組み込まれている状態を実現する必要がある。

グリーンファイナンスの具体的実践は、債券・投融資・上場株式・プライベートエクイティ等の多様なアセットクラスにまたがり、資金調達・資金提供時における環境要素の考慮から、環境配慮の実践、情報開示や対話とエンゲージメントに至る一連のプロセスからなる。また、脱炭素等をテーマにした PE ファンドの組成や環境における新技術・環境ベンチャー等への資金導入を図ることなども考えられる。民間の金融機関や機関投資家、事業会社等はこれまでも自発的にそれらを一定程度推進してきた。

環境省としても、国際原則に則った国内実務指針としてグリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン、サステナビリティボンドのガイドラインの策定や、幅広い主体によるグリーンファイナンスの活用を企図したガイドライン付属書であるグリーンリストの作成や拡充、補助金による調達促進等を通じ、市場の発展を促してきたほか、ESG 地域金融を含む普及・啓発支援事業等を通じ、グリーンファイナンスを推進してきた。それらに加え、グリーンファイナンスの推進の射程には、環境改善に資するものとして、トランジション・ファイナンスやポジティブ・インパクト・ファイナンス等も含まれ得る。特に、トランジション・ファイナンスは、我が国においては、グリーンファイナンスとともに、2050 年ネット・ゼロに資する企業の取組を支援する手法として発展してきたものである。

グリーンファイナンスに係る様々な手法については、意図する環境改善効果やそれぞれの特性等を勘案しながら、資金提供者と資金調達者においてその都度最も適切と考えられる手法を選択することが望ましく、環境省は、関係省庁とも連携しながら、引き続きそうしたことが可能になるような環境整備に努めていく。

3. グリーンファイナンスの意義及びメリット

グリーンファイナンスにおいては、資金提供者が投融資に用いる資金の最終的な出し手は個人であり、その個人は同時に資金調達者である企業の従業員であり、顧客であり、気候変動・資源循環・自然資本等と密接に関わる生活者でもあるという関係にある。そのような観点からグリーンファイナンスは、適切

² 金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議第 1 次報告書－持続可能な社会を支える金融システムの構築」

に機能するならば、経済性を担保しながら事業者の脱炭素化や資源循環、自然再興への取り組みを資金的に支援し、ひいては国民のウェルビーイングの向上に寄与できる可能性がある。その実現は簡単なことではないかもしれないが、経済社会システムの大変革を実現して我が国が持続可能な成長を遂げるためには、必ず実現していくべきである。以下、その意義とメリットを具体的に見ていく。

まず、グリーンファイナンスへの取組は、対象となるグリーンプロジェクトや活動を通じて環境という経済活動の基盤を守ること、既に生じている経済活動への影響を抑えるとともに、中長期的に経済活動が安定し、経済的利益を守ることにも貢献する。資金調達者にとっては、気候変動の緩和が進むことで異常気象等の被害が減少すること、気候変動への適応が進むことでレジリエンスが強化されること、あるいは水資源や農林水産などの自然資本が守られること等を通じて、経営環境が安定し、中長期的に持続的な成長や競争力の向上につながると考えられる。金融機関・機関投資家にとっても、投資先や顧客の企業経営の安定や経済社会の基盤強化への貢献を通して、中長期的に、バランスシートやポートフォリオを管理する上での収益の安定・強化やリスク管理の強化につながる。

以上は経済社会システム全体にとっての意義であるが、資金調達者・資金提供者双方においても、グリーンファイナンスへの取組が新たな事業機会になり、経済的利益につながる場合があると考えられる。グリーンファイナンスにつながる事業機会には一巡感があるとの指摘もあるものの、中長期的に見れば、今後異常気象等が一層激しさを増す中、脱炭素を求める社会的要請がさらに強まることは容易に予想されるものであり、資金調達者にとっては、将来の成長機会をつかみ、産業競争力を高めるために今投資を行うことは極めて重要であると考えられ、また金融機関・投資家にとっては、市場環境が変化する中でも、さまざまな金融の手法を工夫してそれらの投資を支えるグリーンファイナンスの流れを維持することが求められる。

そうした形でグリーンファイナンスに取り組む中で、資金調達者は、事業の成長や新たなビジネス機会の獲得、環境や社会への貢献を通じた構成員のモチベーションの向上や部署間の連携強化、それらの取組の対外的なアピール、投資家・資金調達先の拡大、等のメリットが期待できる。金融機関・機関投資家にとっても、気候変動の深刻化等、環境への悪影響の抑制を通じた投融資リスクの低減、顧客との関係強化や新規開拓、新たな収益機会の獲得や、対外的なアピール等が期待できる³。

なお、グリーンファイナンスに取り組むことで得られるメリットと生じる一定の追加的な負担（第三者評価取得等に係る負担等）とが、資金調達者・資金提供者双方において、可能な限りバランスの取れたものであることが望ましい。また、グリーンファイナンスの取組を通じた企業価値の向上や、発行体におけるグリーンアムムの享受、機関投資家から見た総体的なリターンの増加といった定量的なメリットの有無や、発現するとした場合の条件等については、今後知見の蓄積が待たれるところである。

さらに最終的な資金の出し手である個人の立場からすれば、以上のような経済的なメリットに加え、グリーンファイナンスを通じてよりよい環境が実現され、ウェルビーイングの向上につながるという意義とメリットもある。そのような意義の提供が企業価値へと反映されるためには、預金者や個人投資家、消費者等も、事業者や金融機関、機関投資家によるグリーンファイナンスの取組を適切に評価することが求められる。

³ たとえば、日本銀行「気候変動関連の市場機能サーベイ（第4回）調査結果」（2025年6月）によれば、ESG債の発行体について、直近1年間の発行実績がある先のその事由として、概ね8割が「事業戦略上の重要性」、「レピュテーションやステークホルダーへの説明力の向上」など事業戦略・レピュテーション面のメリットを選択している。また、ESG債の投資家について、直近1年間に投資実績がある先のその事由として、約7割半が「社会的・環境的な貢献」を選択し、約4割半が「レピュテーションやステークホルダーへの説明力の向上」、「ポートフォリオのリスク対比でみたリターンの改善」を選択している。

また、第六次環境基本計画に示す通り、我が国は「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明」を目指している。そのために環境省としても具体的な施策や規制を行うが、経済社会システム全体の変革は政府だけでは実現できないので、民間の事業者や金融機関、機関投資家の行動変容が不可欠である。そのような観点から、環境省としてグリーンファイナンスを推進することは、行動変容を促す政策的な意義もある。

特にグリーンボンド等については、環境分野への民間資金の動員を進めるとともに、資金調達者・資金提供者の双方に明確なコミットメントを求め、グリーンファイナンスに向かう資金の流れを「見える化」（可視化）することで、更なる資金動員を促すという意義があることも指摘できる。

4. 市場参加者に期待する取組事項

環境省及び検討会としては、グリーンファイナンス市場の参加者が、グリーンファイナンスの機能や意義、メリットを改めて確認した上で、これまでの進展状況に応じて、以下に示す具体的な取組事項も念頭に、中長期的な取組として、引き続きグリーンファイナンスを推進することを期待している。

- **これまでにグリーンファイナンスを積極的に推進してきた資金提供者（機関投資家、銀行、保険会社等）：**国際動向や市場環境等によって一時的にスタンスに変化が生じたとしても、グリーンファイナンスがもたらす価値を踏まえ、中長期的な取組として続け、量の拡大と質の向上を通じた市場の発展に引き続き貢献していくべきと考える。
 - 具体的に期待する取組事項として、足下のものとしては、
 - ✧ アセットオーナー：アセットオーナー・プリンシプルの関連原則を踏まえたグリーンファイナンス推進の枠組み構築やアセットマネジャーへの働きかけが挙げられる。
 - ✧ 銀行・保険会社等：グリーンボンド等への投資及び国際原則に則った融資の更なる推進や、インパクトレポーティングを含めた投融資先の環境対応の取組の適切な評価、質の高いエンゲージメント、投融資先のプロジェクトによる環境改善効果の確認やそれらを用いた資金提供者としてのインパクトレポーティング等の取組が挙げられる。
 - ✧ アセットマネジャー：上記の銀行・保険会社等の取組に加え、それらの取組に必要なアセットオーナーへの働きかけや対話が挙げられる。
 - 特に、インパクトレポーティング等の資金調達者による情報開示やエンゲージメント等を通じ、グリーンファイナンスによる環境改善効果やそれによる企業価値の向上を適切に評価し、投融資行動に反映していくことが望ましい。
- **グリーンファイナンスの取組に着手する段階にある資金提供者（機関投資家、銀行、保険会社等）：**グリーンファイナンスの機能及び意義、取組のメリットへの理解を深め、いずれは市場へ積極的に参加していくことを強く期待する。
 - 各地域の金融機関のうち、グリーンファイナンスの取組を徐々に進めている、あるいは着手段階の金融機関については、地域経済への貢献とのつながりも念頭に置きつつ、それぞれの進展状況に応じた取組を通じ、金融機関内部や顧客における意識醸成を行いつつ、中長期的には国際原則に則った投融資への取組を検討することも期待している。
- **これまでにグリーンファイナンスを積極的に推進してきた資金調達者：**国際動向や市場環境、資金需要等を踏まえ一時的にスタンスに変化が生じたとしても、グリーンファイナンスがもたらす

価値を踏まえ、中長期的な取組として継続し、量の拡大と質の向上を通じた市場の発展に貢献していくべきと考える。

- 具体的に期待する取組事項としては、環境改善に資するプロジェクトに積極的に取り組むとともに、それらに対するグリーンファイナンスを活用した継続的な資金調達、レポーティングの重要性に対する理解の深化、環境改善効果の可視化の進展等が挙げられる。
- **グリーンファイナンスの取組に着手する段階にある資金調達者：**グリーンファイナンスに取り組むメリットや実際の事例に対する理解を更に深めつつ、市場環境や資金需要等に応じ、政府施策や資金調達支援者による支援も活用しながら、積極的にグリーンファイナンスによる資金調達を検討することを期待する。
- **資金調達支援者（証券会社・第三者評価機関）：**グリーンファイナンスの質の担保や向上において重要な役割を担っていることを改めて認識した上で、グリーンファイナンスの機能や意義、メリットを改めて確認し、それらを資金提供者及び資金調達者の双方に積極的に発信していくべきと考える。
 - 具体的に期待する取組事項としては、
 - ✧ 証券会社：資金提供者及び資金調達者の取組の状況を踏まえた、新たな資金需要の喚起やニーズや課題、イノベーションの進展を的確に捉えた支援等が挙げられる。
 - ✧ 第三者評価機関：透明性・公平性が担保された適切で高品質な評価の提供、環境改善効果の担保等が挙げられる。

5. 環境省としての今後の検討・取組の方向性

環境省はこれまでも、グリーンボンド等ガイドラインの策定や補助金を活用した調達促進、各種普及・啓発・支援事業等を通じ、グリーンファイナンス市場のインフラ整備を進めることで、環境と金融経済をつなぐ、いわば触媒的な役割として、市場の発展を促してきた。

そのような立場を念頭に、第12回・第13回のグリーンファイナンスに関する検討会において議論した以下のような取組を通じて、関係省庁と連携しつつ、環境省は今後も引き続きグリーンファイナンス市場の更なる発展を促していく。

- **グリーンファイナンス市場の質の向上：**グリーンボンド等のインパクトレポーティングについて、資金調達者にとって参考になる事例を提示すること及び投資家のインパクトレポーティングに対する目線を明確化することを目指し、事例集の作成に取り組む。グリーンファイナンスによる環境改善効果の可視化がより一層進展し、最終的には可視化された環境改善効果が金融市場における定量的な価値となり、資金調達者と資金提供者双方にとってメリットをもたらしていくことを目指す。
- **ローン市場の更なる発展：**グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン市場の発展に向けて、主な利用者である企業、とりわけ中堅・中小企業やその資金調達をサポートする金融機関の負担の軽減につながるような方法を含め、質の観点にも留意しながら、それらのローンの更なる活用を促すための施策を検討していく。
- **グリーンファイナンス市場の更なる裾野の拡大：**グリーンファイナンス関連データの整備やグリーンリストの更なる拡充、エクイティ分野におけるグリーンファイナンス、海外・個人を含む投資

家層の拡大等のグリーンファイナンス市場の更なる裾野の拡大に向けた検討等に取り組んでいく。

- **市場参加者とのコミュニケーションや情報収集・発信機能の強化**：同時に、これらの取組を進めていくにあたり、国際動向や市場環境等の観点でグリーンファイナンス市場が大きな変化に直面していることを踏まえ、環境省として市場の調査・分析や市場参加者とのコミュニケーションの強化、国際的な発信にも取り組んでいく。